

ICT活用工事（舗装工（修繕工））試行実施要領

（名古屋港管理組合）

第1条 概要

概要については、愛知県ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領（以下、県実施要領）第2条に準じて実施するものとする。

第2条 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、県実施要領第3条に準じて実施するものとする。

第3条 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事については、県実施要領第4条に準じて実施するものとする。

第4条 ICT活用工事の発注方法

ICT活用工事の発注は、下記の（1）によるものとする。

（1）受注者希望型

第3条の対象工事全て。

受注者がICT活用工事の実施を希望する場合、「建設ICT活用計画書（舗装工（修繕工））」（別紙－1）の内、実施する項目にチェックし、あらかじめ監督職員と協議を行う。また、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

※特記仕様書に受注者希望型であることを明示すること。

【特記仕様書記載例】

本工事は、受注者が希望するICT活用工事（舗装工（修繕工））試行の対象工事とするので、本組合が定める「ICT活用工事（舗装工（修繕工））試行実施要領」に従って、適切に実施すること。

受注者は、ICT活用工事試行の実施を希望する場合、試行実施要領で定める方法により発注者と協議を行うこと。

第5条 ICT施工技術の取り扱い

ICT施工技術の取り扱いについては、県実施要領第6条に準じて実施するものとする

第6条 ICT活用工事実施の推進のための措置

1. 工事成績における加点

ICT活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、下記（1）～（5）の技術について、活用した技術毎に評価する。

（1）3次元起工測量

（2）3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施

- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

2. 取組証の発行

前項の規定により工事成績評定において評価した工事のうち、愛知県実施要領第3条③で定めた「(3) ICT建設機械による施工」を実施した場合、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対してICT活用工事取組証(別紙-2)を発行するものとする。なお、取組証発行は、「土木工事業」、「舗装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「とび・土工工事業」による発注業種を対象とする。

第7条 ICT活用工事の積算方法

1. 下記表-1に示すとおりとする。

表-1 積算の取り扱い

	受注者希望型	
3次元起工測量	実施した場合は、見積りにより変更積算	
3次元設計データ作成 ^(注)	実施した場合は、見積りにより変更積算	
3次元データによる施工計画等	—	
ICT建設機械による施工	実施した場合は変更積算	
3次元出来形管理等の施工管理	—	
3次元データの納品	—	

(注) 作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用した場合を対象

2. 積算方法

積算方法は下記(1)～(5)によるものとする。

- (1) 3次元起工測量及び3次元設計データ作成

3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

費用の計上については、積算要領にある共通仮設費の技術管理費への計上は適用せず、委託業務として別途積算し合算するものとする。

- (2) 3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施

3次元データによる施工計画及び設計図書照査にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上しない。

(3) ICT建設機械による施工

ICT建設機械については、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領 愛知県」に基づき積算を実施するものとする。

(4) 3次元出来形管理

3次元出来形管理等の施工管理にかかる費用については、間接費に含まれることから別途計上しない。

(5) 3次元データの納品

3次元データの納品にかかる費用については、間接費に含まれることから別途計上しない。

第8条 ICT活用工事の導入における留意点

ICT活用工事の導入における留意点については、県実施要領第9条に準じて実施するものとする。

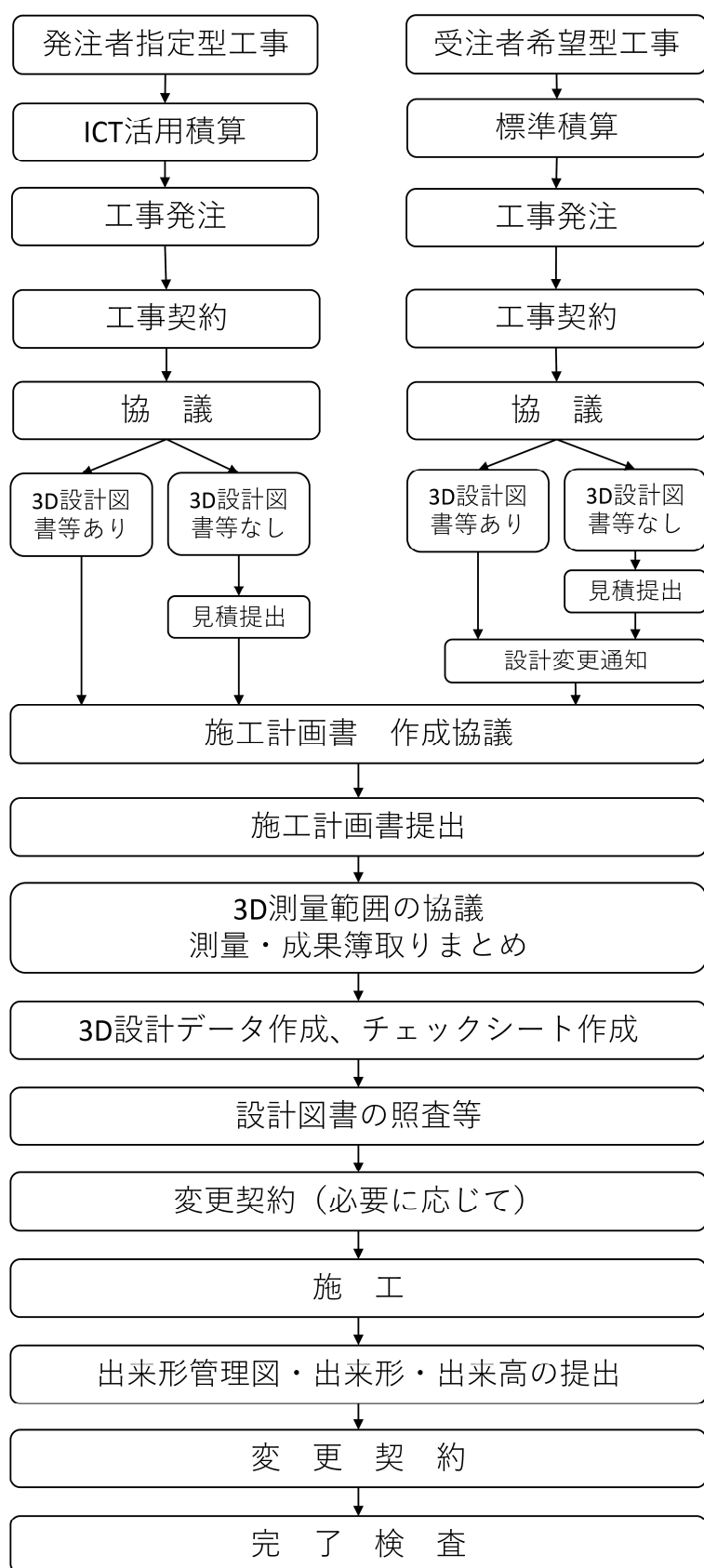
附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

※参考 ICT 活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ



建設 I C T 活用計画書（舗装工（修繕工））

当該工事において、建設生産プロセスの各段階で I C T 施工技術を活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

建設生産プロセスの段階		作業内容		採用する 技 術 番 号 (参考)	技術番号・技術名
☐	3 次元起工測量				1 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 3 トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5 その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量
☐	3 次元設計データ作成				※ 作成した 3 次元設計データを I C T 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合
☐	3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				
☐	I C T 建設機械による施工	☐	切削オーバーレイ工		1 3 次元位置を用いた施工管理システム
		☐	路面切削工		
☐	T S 出来形管理（断面管理）	☐	出来形		1 T S 出来形管理（断面管理）
☐	3 次元出来形管理等の施工管理	☐	出来形		1 施工履歴データを用いた出来形管理 2 その他の 3 次元計測技術を用いた出来形管理
☐	3 次元データの納品				

注 1) I C T 活用工事の詳細については、I C T 活用工事試行実施要領によるものとする。

注 2) I C T 施工技術を活用する場合は、建設 I C T 活用計画書様式の建設生産プロセスの段階チェック欄に「■」と記入する。

注 3) 具体的な工事内容及び対象舗装工範囲については、契約後、施工計画の提出までに、発注者へ提案・協議し決定する。

注 4) I C T 建設機械にのみ用いる 3 次元設計データとは、作成した出来形管理用 3 次元設計データから建機施工用に加工・変換するデータ

ICT 活用工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	土木工事業 ・ 舗装工事業 しゅんせつ工事業 ・ とび・土工工事業

※ 「本工事の業種」欄は、該当する発注業種を選択すること。

名古屋港管理組合 ○○事務所長 印